

令和3年度実施施策に係る事前分析表

(文R3-3-1)

施策名	義務教育に必要な教職員の確保				部局名	初等中等教育局財務課		作成責任者	村尾 崇		
施策の概要	義務教育の根幹（機会均等・水準確保・無償制）を国が責任を持って支えるため、義務教育費国庫負担制度に基づき、義務教育に必要な経費のうち最も重要な教職員給与費について国が3分の1を負担して、全国全ての学校に必要な教職員を確保する。							政策評価 実施予定時期	令和5年度以降に 実施		
施策の予算額 (当初予算) (千円)	令和2年度		令和3年度		施策に関する内閣の 重要施策(主なもの)	第3期教育振興基本計画 目標(16) 等					
	1,522,141,000		1,517,889,000								
達成目標1	全ての都道府県・指定都市において、公立小・中学校の教員数について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第6条により算定される標準定数が充足され、義務教育水準の維持向上を図る。					目標設定の 考え方・根拠	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律は、教職員の配置の適正化等を図り、もって義務教育水準の維持向上に資することを目的としており、本法律の求める水準の確保が必要である。				
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	H19年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	毎調査年度				
①生徒の学習到達度 調査(PISA)結果 【新経済・財政再生 計画改革工程表 2020KPI】	OECD平均より 高得点グループ(科学的 活用能力、数学的 能力)、OECD 平均と同程度(読解力)	—	—	OECD諸國中1 位(数学的 リテラ シー)、2位 (科学的リ テラ シー)、11 位(読解 力)	—	—	世界トップレ ベルの順位	【測定指標及び目標値の設定根拠】 生徒の学習到達度調査は、その規模・内容から見て、世界における我が国の 生徒の学力の状況を把握するのに適した調査と考えられるため。 【出典】OECD生徒の学習到達度調査(PISA2018)			
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—					
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	H18年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	毎調査年度				
②国際数学・理科教育 動向調査 (TIMSS)の結果	参加国/地域 中4位(小学校算数、 小学校理科)、5位 (中学校数学)、3位 (中学校理科)	—	—	—	参加国/地域 中5位(小学校算数)、 4位(中学校 数学、小学 校理科)、3 位(中学校理 科)	—	世界トップレ ベルの順位	【測定指標及び目標値の設定根拠】 国際数学・理科教育動向調査は、その規模・内容から見て、世界における我 が国の生徒の学力の状況を把握するのに適した調査と考えられるため。 【出典】国際数学・理科教育動向調査(TIMSS2019)			
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—					

測定指標	基準値	実績値					目標値	【測定指標及び目標値の設定根拠】 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律は、教職員の配置の適正化を図り、もって義務教育水準の向上に資することを目的としており、本法律の定める水準の確保が必要である。 【指標の根拠】 分母：公立小・中学校の校長・教諭等の定数 分子：公立小・中学校の校長・教諭等の実数 【出典】文部科学省調べ
	—	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	毎年度	
③各都道府県における公立小・中学校の校長・教諭等定数充足率の平均	—	101.5%	101.7%	101.8%	101.8%	101.7%	100.0%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
達成手段 (開始年度)		関連する指標			行政事業レビュー番号		備考	
義務教育費国庫負担金に必要な経費 (東日本大震災復興特別会計分含) (昭和28年度)		①②			0120		—	
教育政策形成に関する実証研究 (平成28年度) (再掲)		①②			0094		—	
義務教育費国庫負担金に係る予算措置 (昭和28年度)		①②③			—		国は、毎年度、各都道府県・指定都市ごとに、公立の義務教育諸学校の教職員給与費等について、その実支出額の3分の1を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。	
義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律 (平成28年度)		①②③			—		義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、障害に応じた特別の指導（通級による指導）や日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設等について規定する「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」が平成29年3月に成立し、同年4月に施行された。	
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律 (令和2年度)		①②③			—		個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校の学級編制の標準を段階的に引き下げる「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が令和3年3月に成立し、同年4月に施行された。	
財務課所管事務（義務教育費国庫負担金・教職員定数）担当者会議		①②③			—		各都道府県・指定都市教育委員会の義務教育費国庫負担金・教職員定数の担当者に対し、財務課所管事務について行政説明を行う。	
都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議		①②③			—		各都道府県・指定都市教育委員会の部長又は課長級職員に対し、初等中等教育局関係概算要求及び施策について行政説明を行う。	
昨年度事前分析表からの変更点		PISA、TIMSSの実績値を更新。義務標準法の改正について達成手段に追記。						